

(No.369)

ごかのお知らせ

お知らせ

■自動車税の納税証明書は大切に保管を (税務課)

自動車の継続検査を受けるときには、自動車税納税証明書が必要で

す。毎年5月にお送りしている納税通知書の一部は、納税証明書用紙になっており、自動車税を納付すると領収印が押され、『納税証明書』になります。車検証と一緒に大切に保管してください。

なお、紛失等の理由により再発行の必要があるときは、県税事務所の窓口で申請してください。申請の方法及び必要書類に

ついては、事前にお問い合わせください。

○お問い合わせ

境県税事務所総務課
☎(87)1120(代)

■国民健康保険加入者の人間ドック・脳ドック検診を受付けます (住民課)

国民健康保険では、平成18年度の間ドック検診・脳ドック検診の希望者の受付けをします。検診を希望される方は次のとおりお申し込みください。

○受 付 4月17日(月)より

○受付場所 住民課年金保険係

○受付人数 30人(先着順)

○対象者

五霞町国民健康保険に加入している30歳以上70歳未満の方
※国民健康保険税完納者に限り

○助成金

・人間ドック	30,000円
・脳ドック	35,000円
・人間ドック+脳ドック	35,000円

○持参するもの

保険証・印鑑

○検査医療機関

こちらで指定する医療機関からお選びいただきます。

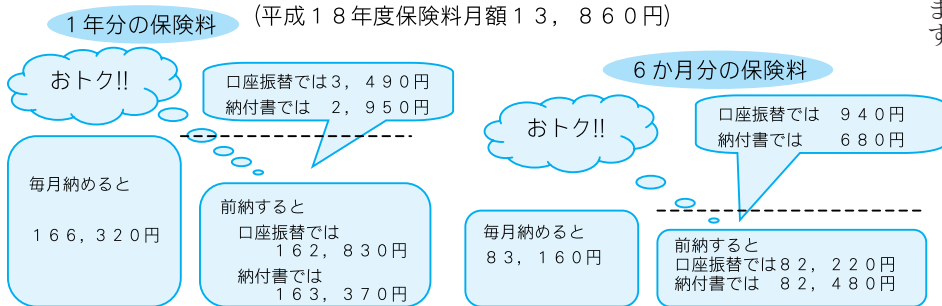
○お問い合わせ

住民課(内線233)

■国民年金保険料の納付について (住民課)

平成18年度の保険料は、月額13,860円となります。
・保険料は、前納(1年分、6か月分)することができます。
①1年分、あるいは6か月分の保険料を一括で納められます。
②前納すると保険料が割引になります。

図1 まとめて納付(前納)すると保険料がおトクになります!!



※保険料免除制度により、保険料の半額を納める場合にも割引になります。

③前納は現金による納付のほか、口座振替もできます。

※平成18年4月以降に国民年金の第1号被保険者になられた方が前納を希望された場合には、最初に加入された月分から年度末の3月分までの保険料となります。

なお、納付書の発行日によって、前納で納められない月分の保険料がある場合がありますのでご注意ください。

保険料を納めることが困難な方は免除制度をご利用ください

【経済的に困難なときは申請免除】

○保険料

全額免除または半額免除

○対象者

所得が少ないなど、保険料を納めることが著しく困難と認められる方
※平成17年度に申請免除を承認された方で継続して免除を希望された方の申請は不要となります。

任意加入被保険者は対象となりません。

○対象期間

7月から翌年6月

○年金額

全額免除期間分 1/3
半額免除期間分 2/3

【学生なら学生納付特例】

(毎年申請が必要です)

○保険料 全額を猶予

○対象者

本人の所得が18万円以下で、大学(大学院)、短大、高等専門学校等に在学する20歳以上の学生の方

※夜間、定時制、通信制の学生も対象になります。

○対象期間 4月から翌年3月

【30歳未満なら若年者納付猶予】

○保険料 全額を猶予

○対象者

本人及び配偶者の所得が一定額(全額免除の基準と同類)以下の方

○対象期間 7月から翌年6月

※ご注意ください

学生納付特例期間や若年者納付猶予期間は、将来受け取る年金の受給資格要件には算入されませんが、年金額には反映されません。

学生納付特例期間及び若年者納付猶予期間中の障害や死亡といった不慮の事態には、満額の障害基礎年金・遺族基礎年金を受け取ることができます。

○お問い合わせ

住民課(内線233)

